

・ 施工条件の明示について

施工条件明示項目及び明示事項一覧表

明 示 項 目	明 示 事 項
週休2日制適用工事	・ 本工事は、週休2日制適用工事である。 ・ 受注者は、週休2日の経費補正をしていることから月単位での現場閉所に取り組むこと。 ・ 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。 ・ 週休2日制の実施にあたっては、四街道市水道事業及び下水道事業「週休2日制適用工事試行要領（令和6年11月版）」に基づき行うこと。
工 程 関 係	・ 現場代理人は、前週（実施）、当該週・翌週（計画）を記載した週間工程表を提出するものとする。 ・ 本工事は、四街道市建設工事検査要綱の規定により契約した工事期間内で工事検査室の検査を完了すること。 ・ 本工事は、原則昼間施工で行う。
用 地 関 係	・ 境界杭（鉋、プレートを含む）を保護し作業時にみだりに触れたりしないこと。 ・ 破損、移設等については、監督員等に報告し、原因者が復元等をおこなうこと。
工 作 物 関 係	・ 住宅、工作物の破損等を確認した場合は記録を残しておくこと。（着工前に自主確認調査を行った場合も同様に記録しておくこと。）
公 害 対 策 関 係	・ 本工事区域は、市街化区域内であるため、騒音・振動・粉塵等について特に配慮して施工すること。 ・ 施工機械については排出ガス対策型機械を使用すること。
安 全 対 策 関 係	・ 交通安全施設は標準とする。 ・ 施工中は交通誘導員を配置し、歩行者及び通行車両を適正に誘導すること。 ・ 工事車両は、過積載及び法定速度を遵守し工事区域では、徐行運行とし安全運転に心がけること。 ・ 作業員、交通誘導員それぞれの安全教育・訓練等の徹底を図ること。
工事用道路関係	・ 工事車両は、徐行運行とし、地域住民の通行を優先すること。
仮 設 備 関 係	・ 特になし

建設副産物関係	・ 別紙、「建設副産物特記仕様書」による。
工事支障物件等	・ 特になし
薬液注入関係	・ 特になし
そ の 他	・ 四街道市消防本部へ工事届けを提出すること。 ・ 四街道警察署に道路使用の届けをすること。 ・ 騒音規制法、振動規制法及び四街道市公害防止条例に規定する届出をすること。 ・ 変更契約を伴う設計変更については、千葉県「土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン」に沿って行うこととする。 ・ その他必要な書類があれば速やかに提出等すること。